

# 札幌市からのお知らせ

## 従業員の側の個人住民税は給与から特別徴収してください。

### ●札幌市では、個人住民税の特別徴収を徹底しております

以下の事由に該当しない場合は、原則として特別徴収としていただく必要がございます。

<例外として普通徴収が認められる事由>

- (1) 毎月の給与が少なく個人住民税を引ききれない
- (2) 給与の支払いがなく個人住民税を引けない月がある
- (3) 前年中の給与支払額が100万円以下である
- (4) 事業専従者である（個人事業主が営んでいる事業所のみ対象）
- (5) 他の事業者で特別徴収を実施する（所得税の乙欄適用者など）
- (6) 退職者又は給与支払報告書を提出した年の5月31日までに退職予定である
- (7) 雇用期間が1年以内である

### ●特別徴収を始めるための手続きについて

平成30年分の給与支払報告書をご提出いただく際には、総括表の報告人員欄に特別徴収者と普通徴収者の人数内訳を記入し、個人別明細書は特別徴収者と普通徴収者に区分してください。

なお、eLTAXを利用して給与支払報告書を提出する場合は、個人別明細書ごとに特別徴収か普通徴収かを選択することとなります。

詳しくは、下記の札幌市ホームページをご覧ください。

\* 「個人市・道民税（住民税）の給与からの特別徴収について」 <<http://www.city.sapporo.jp/citytax/kyuutoku2.html>>

## 給与支払報告書のご提出はeLTAX（エルタックス）が便利です。

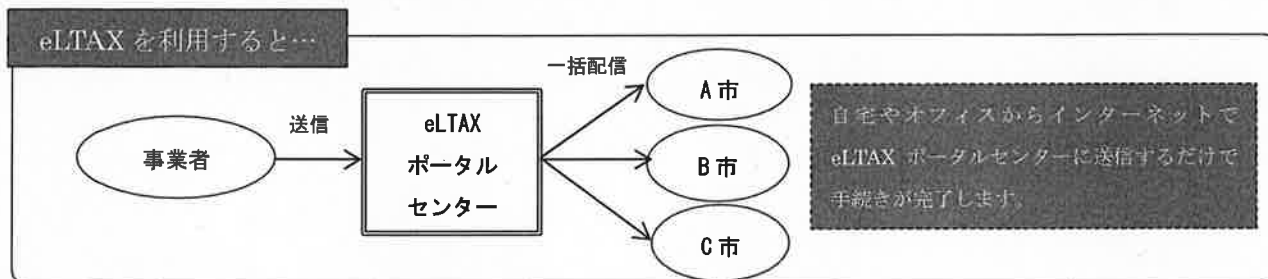
### ●eLTAX（エルタックス）とは

インターネットを利用して電子的に地方税の手続きを行うことのできるシステムです。

札幌市では、給与支払者の皆様の申告事務の負担軽減を図るため、eLTAXによる給与支払報告書や異動届出書等の電子申告を導入しております。

### ●eLTAXを利用した場合のメリット

- ・ 自宅やオフィスのパソコンからインターネットを通じて手続きすることができます。
- ・ 複数の地方公共団体にまとめて手続きすることができるため、自治体ごとに提出書類等を仕分けたり、封入封緘する作業が不要となるなど、時間や経費を節約できます。
- ・ 無償のeLTAX対応ソフトウェア（PCdesk）や、市販の税務・会計ソフト（eLTAX対応のソフトウェアに限ります）を使って手続きすることができます。



詳しくは、下記のeLTAXホームページをご覧ください。

\* eLTAXホームページ（一般社団法人地方税電子化協議会） <<http://www.eltax.jp/index.html>>